

福祉用具貸与の特別地域加算の考え方(案)

- 福祉用具貸与の特別地域加算の仕組み
離島等に所在する福祉用具貸与事業所について、貸与の開始日の属する月に限り用具の往復の運搬に要する交通費の実費の範囲内で算定。
- 加算の考え方
他の訪問系サービスの特別地域加算の設定の考え方と異なり、加算できる限度を設定するものであること等を勘案し、福祉用具貸与の実態に即した限度を設定。
- 加算限度の案
当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に限り、交通費の実費を加算できるものとし、事業者における取扱いの現状を参考として、その限度は、月額レンタル料の「100分の100」とする。

(参考)

- 広域的に福祉用具レンタル事業を行う数社に確認したところ、離島等に納品する場合、各社とも実費相当額を徴収する取り扱いであった。
- A社の例(平成9年及び10年における実績)
 - ・ 約100km離れた離島へ船で搬送したあるケース

	加算された料金	月額レンタル料
ベ ッ ド	18,000円	15,000~18,000円
歩 行 器	2,500円	3,000円

※ フェリーを利用した場合に要したフェリー料金は、概ね3,000~7,000円